

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

山梨国民年金 事案 181

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から42年3月まで

申立期間当時は、他県への出張で不在のことが多く、集金の人に国民年金保険料を納めることはできなかったが、未納期間が生じないように注意して、その都度、区役所等で納付していた。残っていた領収書で未納とされていた期間の納付記録を訂正したことがあり、申立期間も保険料を納付したはずなので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録は、平成20年4月に昭和37年10月から38年3月までの納付記録が未納から納付済みに訂正されており、申立人が所持する国民年金手帳には、氏名及び生年月日が誤って記載されているなど、行政側の記録管理に齟齬があったものと考えられる。

また、申立人は、出張が多く集金人に国民年金保険料を納付できなかったが、未納期間が生じないように、その都度、区役所又は金融機関で納付していたと主張しているところ、その所持する年金手帳及び領収書で確認できる納付日から、申立てどおりの納付状況であったことがうかがえる上、数回に及ぶ住所変更手続も適正に行っており、その主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、申立期間に近接した時期に住所変更及び保険料納付のため少なくとも3回は区役所で手続を行っているにもかかわらず、申立期間の保険料を過年度納付できるいずれの機会も逃すとは考え難い。このことから、手続時には、区役所で申立期間の納付済みが確認できていた可能性がある上、申立期間前後を通じて申立人の生活環境に大きな変化は認められず、資力に問題があった事情もうかがえないことから、申立期間の保険料を納付

していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年11月までの期間、50年3月から61年12月までの期間及び62年2月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年11月まで
② 昭和50年3月から61年12月まで
③ 昭和62年2月から同年12月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、3か所の納付記録が確認できないとの回答をもらった。18歳から20歳まで他県で働いていて、厚生年金に加入していたが、帰省したので、市役所に転入届を提出し、国民年金に加入した。保険料は、毎月、国民健康保険料や税金などと同じように納付してきたので当該期間が未納扱いされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA市役所に転入届をしたときに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立期間の保険料の納付方法等に関して明確に記憶していないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間中にA市内の住所異動を二度行っているが、納付書が申立人に届くために必要な国民年金の住所変更手続きをした記憶も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出しは申立期間以降の昭和63年2月10日であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、申立人は保険料を国民健康保険の保険料や税金と同じように、毎月、納付していたとしているが、国民健康保険の資格取得日は平成2年10月16日となっており、申立人の主張とには齟齬が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 45 年 3 月まで

私は、申立期間当時、実家の美容院で働いていた。一緒に住んでいた姉（三女）が国民年金保険料を納付しており、自分も保険料の納付のために何度か役場に行き、学校時代の同級生と出会った記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、納付書に現金を添えて役場で納付したと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、メモ、家計簿等）は無い上、納付方法も当時行われていた印紙貼付、検認による方法とは異なっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 7 月 30 日に、すぐ上の兄と連番で払い出されており、この時点では、申立期間の保険料の納付は時効あるいは過年度分扱いとなる。このため、申立人が納付した時期は、兄と同じく、現年度分保険料として納付組織か役場で納付可能な、申立期間後の 45 年 4 月からであると推認される。

さらに、申立期間の保険料納付についての申立人、長女及び三女の証言が食い違う等、納付状況の詳細が不明である。

加えて、ほかに申立期間の国民年金保険料を過年度納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から11年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から11年2月まで
町内に納税組合があり、通帳で国民年金保険料を納めていた。現在、通帳は残っておらず、また、加入手続や納付は亡くなった妻がしていたので詳細は分からないが、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって保険料を納付していたとするその妻は亡くなっており、保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間における申立人の妻及び次女の国民年金保険料の納付状況をみても未納となっている（長女は厚生年金保険加入）。

さらに、申立人は町内の納税組合に国民年金保険料を通帳で納めていたと主張しているが、申立人が居住する市によれば、申立期間当時、組合長が各世帯から集金し、銀行へ納付する方法と、個人の口座を通じて収納する方法があったとし、申立人が所属していた納税組合の元関係者によれば、組合長が各世帯から集金し、銀行へ納付する方法を取っていたとしており、申立人の主張とは齟齬がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 92

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から28年6月21日まで

私は、昭和26年末ころからA株式会社B分室に勤め始めた。本社は、C県Dにあり28年にE市に新社屋を建てE支社が出来て、F支社で厚生年金保険の管理がされるまでは、本社管轄で加入していたと思う。加入記録がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A株式会社B分室に勤務していたことは、同僚等の証言から認められるものの、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人が入社した当時、既に在職していたとする同僚の厚生年金保険への加入日は、所長以外は申立人の入社後となっていることから、同社では採用後一定期間経過した後に厚生年金保険への加入手続を行っていたものと推認できる。

さらに、申立人は勤務期間当時の給与額が、1か月1,000円程であったとしているが、同社での標準報酬月額^{かいり}は7,000円となっており金額に乖離があり、保険料控除額に関する具体的な記憶も無い。

加えて、同社は既に全喪しており関連資料を確認できず、同僚等にも厚生年金保険の保険料控除に関する記憶が無く、ほかに保険料控除を確認できる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。